

中、片寄りますので、非常に困難を感じるわけでございます。したがって、必ずしも一三月といわず、できまするならばいわゆる春工事で申しますけれども、四月、五月、当該年度の稲の植えつけをする前の時期でも可能なものは復旧工事をいたすのが、一番適切だと思っております。また土地の状況によりましては六月、七月、八月、九月でありまして、可能なものは復旧工事をいたすことが必要であると思っております。さような場合に、御承知のごとく、復旧工事の工費の財源は、農地を一番わかりやすく例にとりますれば、政府の補助金と関係府県の負担される補助金とまた炭鉱つまり炭務者側の納付金と、三つの財源をもって工事に充てるわけでありまして、けれども、実情は、はなはだ恐縮で申しにくいのでありますけれども、諸般の実情からいたしまして、補助金のお下げ渡しに相なりますのは、すべての所要なる手続、すなわち基本計画の認可申請なり、またその御認可可なり、またそれに続くところの実施計画の認可申請、またそれに対する実施計画の御認可というような段階を経まして、初めて補助金がお下げ渡しになります、当然のことでありまして、さような仕組みであります。しかるにかかわらず実情を申しますと、ある程度の関係のお役所の御了解を得たとか考え得られます場合には、ことばははなはだ不適当でありますけれども、事前着工、これも率直に申し上げざるを得ないと思っております。成規の手続のすべてが一〇〇％終わる前に工事に着手いたすことが必要になるわけでありまして、さような場合におき

ましては、補助金のお下げ渡しもいまだなし、また実施計画の認可がありませんと、事業団は炭鉱に對しまして納付金の納付告知書を発行することもできない仕組みになっておりますので、したがって、工事資金、毎月工事が進行する都合にいたして、工事請負人に払うべき工事資金の財源に事を欠くわけでありまして、かような点からいたしまして、補助金の御下付がなるべくすみやかになるように努力をいたしてまいりますけれども、また関係のお役所とされましては、農地などにつきましても一筆ごとといういろいろな計算をなさる必要もございまして、また現地御査定も必要でございまして、認可をいたすまでに相当の時間を要するものであります。これが、以前から申す通り短縮はされまして、一週間十日を御認めをいたすことには至りませんが、お役所もさような御措置をいたしたい点がございまして、御損害賠償基金から復旧事業団に對しては、さしてある程度の工事資金の貸し付けをさせていただきます。それが、極端に申せば一町歩でも多く、一日でも早く復旧の實をあげるゆえんであるし、またせつかく国会等で御承認になりました復旧補助予算を完全に消化して、当該年度の使命を達成するのに最も適切なゆえんであるかと思っております。

なお昨日、私ことばが足りませんのでしたために、多賀谷先生から御指摘を受けたのであります。御損害賠償基金から復旧事業団に金を貸したならば、御損害賠償基金から炭業者なり租賦権者に貸し出すべき使命があるんじゃないか、そのほうの金に食い込んで、本来貸すべきところに貸す金が足りなくなってきたのでは不都合千万じゃないかという趣旨の御指摘があったのであります。私自身は、昨日もちょっと申し上げたのでありますけれども、本来賠償基金として貸し出すべき先として当然考えております。炭業者でありまして、租賦権者でありますとか、こういうところの向きがこの法律の規定に従って賠償を進めるための金に事を欠かさせる趣旨では毛頭ありません。しからば、その金に食い込まないようにするためにはどうするかという点が、残つてきた方法論であるかと思つております。そのためにこそ、政府の御出資をさらにふやしていただきたい、また政府から賠償基金に對しまして、三十九年度は五億円というワケをお認めいただきまして、けれども、その融資のワケをさらに拡大していただいて、賠償基金としましては運転し得る資金量を増大いたしまして、よつてもつて、賠償基金に復旧事業団にも一時の貸し付けをいたす、そして工事を進めさせる。また、賠償基金から復旧事業団に貸した金が回収できなくては、それはたいへんなことでございます。御指摘のとおりでございますけれども、その点は賠償基金に貸した金、要するに補助金のお下げ渡しができるまで、また炭鉱の納付金が入るまでの間のつなぎと考えられるわけでありまして、復旧事業団に貸し付けました場合において、これが長期にわたつて返済が滞るといふことは、ま

ず考えられないと言つてははなはだ過ぎかもしれませんけれども、十分これは予防回避できる、かようにも考えておりましたので、賠償基金の理事長としてこういうことを言うてははなはだ不適當でないかというおしかりの声もありましたけれども、実情から考えましてこれが最も適切な方法であり、またその弊害を十分に防止し得ることにかなり十分な措置がとり得る、かように考えております。

要は、くだいようでありますけれども、賠償基金というものを促進いたすのに、大きな潤滑剤と申しましたら、必要な原動力、一つの大きな歯車となる、かように考えていただきたいということをお願いいたす次第であります。

○井手委員 要点だけでございます。一、二分で。現在は貸し出しがでない、これをお願いしたいというだけではないのです。

賠償課長にお伺いいたします。毎回聞くことでございます。現在の賠償量、最近の調査の数字がありましたらばお示し願いたい。賠償のいままで発生したものの、それから復旧したものの、現在の残量は幾ら、それから、これから見込み量は幾ら、それをお知らせいただきたい。

○佐成説明員 臨盆法が昭和二十七年に施行になりました。昭和三十三年の復旧工事を一ぱいまで行なう結果に於いては、百四十億円の復旧工事を完了いたしました結果、今月末、すなわち三十八年度末であります。三百五十億円の残存賠償量が残り、おこ

うふうに推定いたしております。そこで、今後毎年五千五百万トン・ペースという出炭によりまして毎年どのくらい賠償量が発生するかということであり、賠償が、これはいろいろな産炭地域が変遷していくというふうなこともございまして、また賠償の防止の工事というふうなこともある程度進んでまいるといふふうなことから考えますと、当初大休年間二十二億程度発生するといふふうに見込んでおいたのであります。若しこれを低減しまして、毎年二十億以下に下ぐらうの賠償発生量といふふうにしていただければ、賠償が三百五十億、今後毎年二十億円の賠償が発生するといふ、そうであるならば、年間幾らずつ復旧したらばいいの、いわゆる時限立法のたてまえから、また農業経営、民生安定の立場から、一日も早く復旧するものがたてまえでございます。そういうものを含めて、法律はあと十年あるから年度割りでいいじゃないかというわけにはまいたしません。石炭局長からその点に對する通産省の方針を承つておきたいと思つております。

○新井政府委員 ただいま賠償課長から御説明申し上げましたように、三百五十億が三十八年度の累積賠償としまして残っております。その後約二十億程度のものが出ていくということでございます。その間不安定なものも残っておりますので、四十六年までに三十九年以降の数字を押し戻す、おおよそ三百億くらいに相なるわけでございます。と申しますのは、不安定なた

めに三十六年度末で処理不能のものも
ございますので、それを差し引きまし
て約三百億、その中で臨鉱法で補助金
を出してやります分と、先生御承知の
ように、自己復旧というものがござい
ますので、したがって臨鉱関係とい
ましては、百七十五億と押えておる
わけでございます。これを約八年間で割
りますと、二十二億くらいの程度の処
理をもつてやっていかなければならぬ
ということに相なるわけでございます
が、極力四十六年度まで早目にやって
こうということ、三十九年度は三十
億の事業規模でやっていくということ
をお願いをいたしております。おおよ
ね当分三十億くらいのところでやって
まいりたい、かように考えておるわけ
でございます。したがって、四十六
年まで百七十五億をやってまいりま
すけれども、前半のほうがなるべく山に
なってやってまいり、かように考えて
おるわけでございます。

○井手委員 最近の炭鉱合理化に伴う
閉山の鉱害量は幾らですか。三十七
年、三十八年、それから三十九年、今
度買上げる四百万トンですか、それ
によって発生する三十九年の、いわゆる
石炭政策に伴う閉山の鉱害発生量。

○新井政府委員 御承知のように、四
十二年までに石炭鉱業の自立安定とい
うことでやっております。三十八年
が非常に山でございまして、五百五十
万トン程度の閉山をやったわけござ
います。買上げもございまして、自
然閉山もございまして、そうして三十
九年度、来年度につきましては、いま石
炭合理化審議会等の関連におきまして
作業を進めておりますわけございま
すが、予算面といたしましてはおおよ

ね三百万トンということをお願いをい
たしておる次第であります。
それで一体どのくらい鉱害が出るか
というお話でございますが、いろい
ろなケースもございまして、ただい
まのところ、先ほど申しました長期
の予想としてはございまして、けれど
どの場合にどのくらい出てくるかとい
う算定は、いま手元にございませぬ
御要望に沿いかねますけれども、別途
算定をいたしまして御提出申し上げて
もいかと思ひます。

○井手委員 いや、石炭政策に伴う鉱
害の処理については、一応数字は出て
おると思うのです。でなくては石炭対
策にならぬわけです。しかも今回一時
に、三十八年度を契機として閉山が行
なわれ、鉱害が復旧され、その鉱害と
いうのは、これは七年も十年もかかっ
てやるべきものじやございませぬの
で、その閉山に伴う鉱害の処理は五カ
年程度で終わらなくちやならぬはずの
ものです。その量がどのくらいかと
承っております。

○新井政府委員 三十八年度、三十九
年度閉山をいたします数字は申し上げ
ましたが、これに伴います鉱害量
は、おおよね四十億程度と考へており
ます。詳細なものを持ち合わせており
ませぬので恐縮でございますが……。

○井手委員 四十億、五十億じやない
でしょうか。一つの炭鉱でも十何億とい
うのがあります。きのう参考人として
呼びました小城炭鉱のものでも、農地
だけで十億と言われております。ま
た福岡県のかんりの炭鉱も、ばく大な
鉱害量を控えております。四十億、五
十億じやないはずですか。きのう福岡の
鉱害課長でしたか、お話の中にかんり

の数字が出ておったのですが、その点
についてあなたのほうではまとまった
ものがございませぬか。

○新井政府委員 私の申し上げました
のは、ちょっと誤解がございましたけ
れども、閉山の場合のいままでの積
算量と申しますのは、先ほど申し上げ
ましたように、三百五十億あるわけ
でございます。したがって今後発生す
るものはおおよね年間二十億であると
先ほど申し上げましたが、その数字で
今後閉山までに発生していくものとい
うものでございまして、累積を入れま
して現実、閉山をいたしました場合に
前々からの鉱害とともに処理をしまし
なければならぬものは相当あるわけ
でございます。

○井手委員 私が心配しておりますの
は、以前から累積しておいた鉱害の処
理に年間二十億くらい要るでしよ
う。そのほかに三十八、三十九年、
この閉山に伴う鉱害の処理が、これは
早急になくちやならぬものが、法律
でも三分の二以上の同意がある場合に
は早期にやるということになっており
ますし、それを加えますと、年間の鉱
害処理は、臨鉱法による処理は私に
ばく大な金額が必要であると考へており
ます。それをつかまなくては、国会に
おける鉱害の審議にならないですよ。
石炭政策によつてばく大な閉山と鉱害
処理を行なわねばならぬ。それは一体
幾ら発生する見込みで、これを何カ年
間に処理するという方針を立てなくて
は、石炭政策にならないのです。そ
うし、そこがつかみたいのです。そう
してまた、無資力炭鉱の鉱害、これがど
うも通産省の見通しよりもっと私は
えておると思ひます。そうなります

と、一つの炭鉱で家屋、農地を加えて
十数億円の鉱害処理を三、四カ年でや
らなくちやならぬ。それが幾つもの炭
鉱があるということになります。こ
れはよほどしつかりした対策を立てな
くてはたいへんなことになると思ひ
ます。きのうも参考人から意見の陳述
がありましたが、減収補償も十分も
らっていない人が、一カ年間あるいは
三カ年間、あるいはせいぜい四カ年ぐ
らしかもらっていない被害者が、その
鉱害の復旧に五年も八年ももつても
かかるような事態になります。これ
はたいへんなことになりまして、だ
か、そこにはっきりした見通しを持
って鉱害対策に当たらなくちやならぬ
思ひます。いまその数字はわかりま
せんか。

○新井政府委員 先ほど申し上げまし
たように、いままでのどのくらいの累積
鉱害量があるか、そうして今後どのく
らい発生していくか、それを四十六年
まで、百七十五億あるもので、した
がって前半において三十億くらいで
やっていって、長期にはやっていると
の、こういう見通しのもとに想像し
ておるわけでございますが、先生の
おっしゃいます閉山によりまして、こ
の閉山後——三十九年度実施にどの山
がどうなるかという問題を詰めてま
いりなればなりません。御承知のよ
うに、一件一件の閉山に伴いまして、
鉱害の類と申しますか、規模と申しま
すか、これが一件一件非常に錯綜いた
しておりますので、具体的にどれだけだ
と申し上げられない段階でございます
が、全般的に長期としてはこういう段
取りでやっていくのだという見通し
のもとにやっておりますことございま

す。

○井手委員 わからぬでもないのです
けれども、私は勘で申しますが、年間
二十億ないし三十億の臨鉱法による復
旧じやとも追つかないと思ひます。
福岡や佐賀、長崎の閉山の状態を
見てまいりますと、さらに、それが非
常に無権者がふえておる事実から考
えますと、少しそれは甘いじやありま
せんか。従来の炭鉱の閉山による残
存鉱害、累積鉱害、それに加えて三十
七年度からの合理化に伴う閉山の鉱害
処理、特に無権者がふえている事実、
これをはつきりつかんでいただきたい
のです。なるほど鉱害は基本計画を立
てなくちやわからないかもしれませ
んけれども、大体的見当はつくはず
です。私は三十九年度の予算の配分を
ちよつと、まだきまつたものじやご
とがございまして、その程度ではたい
へんなことになるのじやないかとい
う気がいたしておりますから、特にお伺
いしておるわけです。きょうわから
ずすけれども、もう閉山になった炭
鉱は大体わかっておりますし、三十九
年度の炭鉱も見当がついておるはず
です。早急にとつつかんでいただきたい
。

それからの、この機会になお伺いし
ておきたいのですが、無資力炭鉱がど
のくらいなのか。従来通産省のほう
では一五〇程度、一番多いときは二〇
程度だというお話でございまして、
一五〇程度、実際はもっと高いよう
です。一体無資力炭鉱の鉱害は幾ら
いとなつておりますか。

○新井政府委員 御承知のように、来
年度七億の予算要求をやるということ

第二類第三号 石炭対策特別委員会議録第八号 昭和三十三年三月十二日

三

で御審議をお願いいたしておりますけれども、現実の問題といたしまして、私も今後閉山してまいりますものにつきましては、かなり無資力が多くなるであろうという事は、率直にそう考へられます。ただ、三十九年度一休どの山をどうするかという問題は、いま作業中でございます。三十八年度のものももうきまされたものがございまして、それについてどのくらいが無資力になるかというの御提出できるかと思ひますけれども、傾向としてはやはり無資力のケースが非常にふえてくるというふうな考えられます。

○井手委員 きの福岡の鉱害課長の陳述では、福岡県下だけで二十億九億という数字が出ております。それから合理化事業団の佐藤さんの話では、一山一社のうちの無資力が十九億円という話が出ておるのです。しかしこれは買上げのときの見込みですから、実際には倍になると思ひます。なぜ倍になるかについては、私も根拠を明らかにはいたしません。これは倍になるのです。そうなりますと、いままでの分だけでも福岡県で三十億ですから、佐賀、長崎、ほかの県を加えますと、ばく大な無資力の鉱害復旧ということになるのです。それも無資力で減収補償をやっているはずはないのです。そういったしますと、何十億という無資力炭鉱の鉱害復旧を、すでに今日まで閉山した炭鉱については四十二年度くらいには処理しなければなりません。そういったしますと、いまのような七億程度のものでは足りるかどうか。ふんどしを締め直さなければならぬじやないですか。どうですか、石炭局長。

○新井政府委員 先ほど四十六年まで八年間で百七十五億と申しましたが、これは今後発生してくるものをぐるぐる回しながらやっておりますわけであります。かなり大きな鉱害にいたしましても、少なくとも現在発生し、鉱害の類がはつきりこれだけだときまつたものにつきますと、先生のおっしゃいますように、少なくとも四十二年までにはやるといふことは、私どももその覚悟でやっております。四十六年までと申しますのは長期計画で、全体の規模はだんだん減らしてまいりますけれども、現在確定したものは四十二年ごろまでにはやると、そういう決意でやっております次第でございます。

○井手委員 それじや。決意をもう一回お伺いしたいのですが、三十八年度までには閉山した無資力炭鉱の鉱害処理は、四十二年度までにやると、三十九年度までは、一年延びますから、これは四十二年というわけにまいらぬ場合もあるでしょう。これは無資力がばかりに限定したわけじやございせんか、この石炭政策に伴う鉱害の処理は、閉山後、閉山の年を加えて五カ年以内には処理なさる方針でありますか。そういうふうな聞いておきまじょうか。

○新井政府委員 私の気持ちといたしましては、少なくとも鉱害が発生しておりますのを、五年どころじやない、何とかもつと早くやりたいという気持ちでおります。いままでいろいろな技術者の問題もございまして、あるいは予算の問題もございまして、その辺は極力私どもは先生のお話に沿って努力したいと思っております。むしろ五年でも長いという気持ちで取り組んでおるわけでありまして、御

指摘の小城につきましては、非常に先生のお世話にも相なつたわけでありまして、先般、四十二年まで一〇〇%やるといふことを確認をいたしております。私どももその線で実行してまいりたいというふうな考えでおります。

○井手委員 個々の炭鉱の問題については私は多くは申し上げませんが、この炭鉱も被害者は非常に困っておりますので、いまの御決意は変更なさらないように、しっかりとやらせてもらいたいと思ひます。

それから、これは若干事務的な問題になりますが、鉱害処理を行なう段階になつて、基本計画というものがなかなかでき上がりません。聞くところによりますと、精密な基本計画ができた上で、さらに年度別の実施計画がつくられる。なかなか事務的に非常に複雑だと思ひます。基本計画というものは、これだけの鉱害を何年間に処理する、という程度のものであらうと思ひます。ところが後日設計の手直しをやるというふうな場合でも、一々基本計画を変えなくてはならぬという繁雑さがあつて、せつかく着工しようとする鉱害復旧がなかなか進まぬ。これは地元民、被害者も非常に迷惑がっております。復旧事業団も農政局もあまりめんどくさいので非常に困つておるのです。基本計画で非常には、これは復旧事業団本来の仕事でしょう。これはいわゆる青写真程度のものであつたら、一応の計画であつていいのではなから、肝心なことは実施計画によつていいのではないかと思ひますが、今日の繁雑な手続というものを、もっと簡素化される御用意はないのか。これ

は実は国会議員が言うのではなくて、あなた方内輪で解決すべきものでしょうが、かわつてきょうは相談しておきます。

○佐成説明員 復旧基本計画と実施計画と二つの段階に分かれておりました。復旧基本計画というのは、そもそもこの臨鉱法の趣旨にありますように、毎年度開始前に復旧事業団が樹立いたしました。これを通商産業大臣に届ける。通商産業大臣は各省大臣に協議いたしました。これを認可するといふたてまえであります。いま先生のお話のように、復旧基本計画というのは、そもそも総合的計画的な観点に立ちまして、各年度の全般的な復旧の方角をそのないようにつけて、かつてこのないようにつけて樹立するというのが本来あるべき姿であります。非常にこまかいところまで明細に定めて認可を受けるという筋合いのものでは本来ないというところは、私どもかねがね考えていたところでございまして、このことは復旧事業団の理事長にもしばしば要請しているところであります。この復旧基本計画を法定のとおり、年度開始前に総合的計画的に樹立いたしました。年間でこの認可を受け、それに基つて、実施計画のほうはすべて、原則といたしましては地方の現地機関の認可にかからしめまして、これを迅速に実施してまいりたいことに、この法のたてまえのとおり実施を改善してまいりたいと思ひます。鋭意努力しておる次第でございます。

○井手委員 事務的なことをあまり詳しく私申し上げませんが、同じことを繰り返すような手続ではなくて、もっと

簡単に早く復旧ができるようにやつていただきたいと思ひます。ちょっとした設計変更をするのにも、基本計画を変更しなくてはならぬ、それを認を得なくてはならぬというふうなことは、これはどうかと思ひます。それとともに、従来もつてはありますけれども、関係の、たとえば農林省その他との連絡もさらに密にしたいだきたいことを要望しておきます。

もう一つ、石炭局長のほうにお伺いしておきます。きのうも要望の一つにあげられました復旧限度額、三十五万円が最高になっておりましたが、それをこえる場合、炭鉱が負担しない場合は被害者が負担しなくてはならぬということになっておりますが、この無権者の場合、有権者の場合もそうですが、無権者の場合は被害者が負担しなければならぬことなるわけですが、有権者じやないから、それで、周辺は三十五万円程度で復旧できても、ある部分は四十万円かかる、ところが三十五万円の限界であるために、その地区の復旧がうまくいかない場合も出てまいります。反当三十五万円の制限について、そういう場合の救済措置はとれないのか。いわゆる農地の復旧というものは、一筆だけじやありません。集団的な問題ですから、そういうことを考えますと、被害者が負担しなくちゃならぬ、負担すべき義務がないのに被害者が負担しなくては農地の復旧ができないような場合には、何らか国が救済する道を講じておく必要はないのか、その点について局長のお考えを承つておきた

いと思うのです。

○新井政府委員 この問題、本来は農林省の問題でございますけれども、私もこの点について農林省と、先生のおっしゃるような趣旨での打ち合わせをやったのでございまして、だんだん事情も変わってまいっておりますので、このあたりも相当考えていかなければならぬと思っておりますが、現状の段階におきましては、そのものずばりだけの三十五万円じゃなくて、ずっと全体を見まして、ならしていけば反当たり三十五万円というふうなことで、いける限度において、弾力的にやっておりますというふうなことでございまして、それでたして解決できるかどうか。いままおっしゃるように、有資力、無資力と非常にアンバランスの点もありまして、ほんとうに美田と祖先から持つておられる方に御迷惑をかけておるわけですから、その点、どうするか、さらに検討が必要かと思っておりますが、現段階ではそういうことになっております。

○井手委員 局長さんもひとつ、ときには敏害地に地下たびでいっちょう回ってみなさい、大体の事情がわかってくるのです。一筆三十五万円です、総合的に三十五万円です、押えるということはわかっております。畦畔の場合同いいろいろ考慮されることも知っておりまして、けれども、最近の物価なりあるいは土取り場、敏害地が非常に広大になってまいりますと、ずいぶん遠方から運ばなくてはならず、あるいはあるいはボタを運ばなくてはならない。非常に最近費用がよけいかかるようになってまいりましたから、三十五万円に引き上げたときにはかなり思い

切ったものだと思っておりますけれども、今日ではなおお実情に沿わぬ点が出てまいりましたので、特に無権者の場合は超過分を被害者が負担しなくちゃならぬ場合が出てまいりますから、御検討をいただきたいと思っております。次に石炭局長にお伺いいたしますが、水道の補助金です。一体農地と家屋と水道と、どれが一番切実な問題だと思われませんか。

○新井政府委員 水の問題というのは、私も実は先般、先ほど先生からお話があったんですが、敏害地だけで九州に参りまして、ずっと見てまいったわけでございます。まだ勉強は足りませんが、飲み水というのはいかに重要なことであるということは痛感しております。家にいたしましても、いろいろ問題はあろうかと思っております。また、農地もいろいろ問題があろうかと思っておりますが、飲み水は何と申しましても重要な問題であるという感じがして、帰ってきたわけでありまして。

○井手委員 それが一番切実な、毎日朝晩必要な飲み水が、炭坑の掘進のために出なくなつた。その水道の補助がわずかに二割五分。これを引き上げろということは、与野党を通じての長い間の要望でございまして。政務次官がお見えになっておるから、局長ばかりでなく政務次官にもお聞きいたしますが、炭鉱がずっと炭を掘ってまいりますと、掘ったために、あるいは水をくみ上げたために、たんぼが一メートル五十も二メートルも陥没をいたしました。井戸の水が全然出なくなりました。ため池の水が枯れてしまつて、そういうときに農地に対しては、国は大体五割五分補助いたしております。それ

から無権者の場合は、国は六割三分補助いたします。ところがいま石炭局長が話されたように、一番切実な水については、わずかに二割五分しか補助しないのです。これを引き上げろというのが、いまも申し上げよう、与野党一致した要望でございまして、どうしてこれが引き上げになりませぬか。これは速記録にもずいぶん載っているはずでございます。どうして国会の要望が現れないのか。三十九年度には要望しました。何回も主張いたしました。どうしてこれが実現できませぬか。

○田中(榮)政府委員 私もこの水道施設に対する国庫補助金の引き上げにつきまして、実は要望しておつた一人でございます。通産省側といたしましても、敏害の国庫補助金の他の率に比較いたしました、非常に差別待遇を受けておるような関係もございまして、私もとしましては常に厚生省方面にも、他の敏害の国庫補助率との比率の点もあるし、特に敏害発生地においての補助率においては、十分にこの点を考慮して予算の要求に当たつても望ましいというところをかねかね強く要望いたしておるのでございます。ただ私どもとしましては、直接この予算要求が水道関係につきましても、すべて厚生省の関係になっておるので、側面からこの要求に対しまして強く努力はしておつたのでございまして、残念ながら本年もせつかの皆様の御要望にこたえることができず、二割五分というまことに低率の補助金でございまして、この点は私どもまことに遺憾に考えている次第でございまして。さら

から無権者の場合は、国は六割三分補助いたします。ところがいま石炭局長が話されたように、一番切実な水については、わずかに二割五分しか補助しないのです。これを引き上げろというのが、いまも申し上げよう、与野党一致した要望でございまして、どうしてこれが引き上げになりませぬか。これは速記録にもずいぶん載っているはずでございます。どうして国会の要望が現れないのか。三十九年度には要望しました。何回も主張いたしました。どうしてこれが実現できませぬか。○田中(榮)政府委員 私もこの水道施設に対する国庫補助金の引き上げにつきまして、実は要望しておつた一人でございます。通産省側といたしましても、敏害の国庫補助金の他の率に比較いたしました、非常に差別待遇を受けておるような関係もございまして、私もとしましては常に厚生省方面にも、他の敏害の国庫補助率との比率の点もあるし、特に敏害発生地においての補助率においては、十分にこの点を考慮して予算の要求に当たつても望ましいというところをかねかね強く要望いたしておるのでございます。ただ私どもとしましては、直接この予算要求が水道関係につきましても、すべて厚生省の関係になっておるので、側面からこの要求に対しまして強く努力はしておつたのでございまして、残念ながら本年もせつかの皆様の御要望にこたえることができず、二割五分というまことに低率の補助金でございまして、この点は私どもまことに遺憾に考えている次第でございまして。さら

に今後も努力して、補助率のアップにつきましても最善の努力をしていきたく、かように考える次第でございまして。

○井手委員 昨年秋からの石炭対策、その中の敏害問題で一番論議され要望されたのは、この水道の補助率でございまして、その次には、合理化によって第二会社をつくる場合に敏害をどうするかという問題、この二つが一番重点でございました。ほかの問題はたくさんまだございまして、ほか一番大事なことはこの水道です。産炭地の市町村がどんなに今日苦勞しているか、被害者がどんなに苦勞しているか。あれほど国会が要望したのに、なぜ実現しないのか。努力が足りなかつたのでは、もう済まされませぬ。この審議もこのまま進めるわけにはまいりませぬ。きょうは厚生省も聞かなく見えて、さう、大蔵省も見えて、さう、それから待っています。だから見てもこのくらい理屈のない、不公平な補助率はございませぬ。何も、補助率を上げるだけが能くございませぬ。しかし、法は平等でなければなりません。法に矛盾があつてははいけません。これほど国会が要望しておるのに、なぜ実現できないのか。私はきょうは実現できるまで待ちたいと思つて、答弁ができないけれども、ずっとお待ちすることをお願いいたします。――要求した政府委員はだれですか。

○始関委員代理 厚生省は大橋水道課長が見えております。大蔵省は通産担当の田辺主計官と厚生省担当の船後主計官と二人見えております。○井手委員 炭鉱の敏害について、水道の補助金の率をお伺いいたします。

当委員会は昨年臨敏法の改正案採決に際して、水道の復旧には補助率の引き上げを附帯決議として要望いたしております。その国会の意思がいかに反映されたか、関係当局からお答えをいただきたいと思います。

○大橋説明員 水道に關しましての予算のうちで二種類ございまして、一つが簡易水道等施設費補助金、この中に一般の簡易水道と飲料水供給施設、もう一つは閉山炭鉱水道施設、こういうふうに入っております。もう一つの項目としたしましては、水道施設一般敏害復旧の事業費ということで、これはまた別に考えられております。

その中で補助率でございまして、一般簡易水道四分之一、閉山炭鉱水道も四分之四、それから水道施設一般敏害復旧の事業費につきましては、補助率が有資力の場合が二五%、無資力の場合が六二・五%ということになっております。

なお、閉山炭鉱の水道施設につきましては、実は本年度から新たにこの内訳が認められたわけでございまして、昨年度は一般簡易水道の中でやっておつたわけでございまして。そこで実はこの閉山炭鉱水道施設の額といたしましては、一千万円という額が一応計上をされてございまして、これは現在の閉山炭鉱水道施設を取り扱つてまいります場合に非常に額が少ないということ、これにつきましては大蔵省のほうとも相談をいたしまして、この額をふやすようお願いをいたしまして、最中でございまして、見直しとしては非常に明るい見通しがあるというふう

に私は解釈しております。

○井手委員 閉山炭鉱の有資力については二五％、無資力については六二・五％に改正されたわけですか。

○大橋説明員 一般鉱害復旧の場合この補助率に關しましては、今年も昨年も有資力二五％、無資力六二・五％というの是一緒でございます。三十七年、三十八年改正されております。

○井手委員 無資力は六二・五％の補助率ですか。

○大橋説明員 そうでございます。

○井手委員 それは補助率として、無資力炭鉱には六二・五％と書いてあるのですか。

○大橋説明員 そうであります。

○井手委員 ちょっと条文を見せていただきたい。

○佐成説明員 この条文は臨時石炭鉱害復旧法の五十三条でございます。

○井手委員 どう書いてありますか。

○佐成説明員 「地方公共団体は、第四十九条第三項（公共施設の復旧工事に關し見込納付金額又は負担額を減額して記載しようとする場合の地方公共団体の同意）の同意をした場合において、当該復旧基本計画について第四十八条第一項（復旧基本計画の認可）の規定による認可があつたときは、第五十二条（受益者の負担）の規定による外、その地方公共団体が維持管理を行う公共施設の復旧費について、政令で定める割合を負担しなければならぬ。」とあります。政令のほうは臨時石炭鉱害復旧法施行令の十条であります。十条には、「（地方公共団体の負担の割合）」といたしまして「法第五十三条（地方公共団体の負担）の政令で定める割合は、賠償義務者若しくは法第

五十二條の受益者が法第五十二條の規定により納付することを要せず、又は賠償義務者が存するものとしたときその者が法第五十條第一項の規定により納付すべきこととなる当該公共施設の復旧費に充てるべき額に二分の一を乗じて得た額の当該公共施設の復旧費の額に対する割合とする。」という

ことで非常に複雑な書き方をしておりますから、この条文の意味を申し上げるほうがあつていいのではないかと申しますが、申し上げますと、上水道につきまして一般の場合に二五％という補助率は予算事項であります。これは有資力の場合でありますから、二五％を国が補助する。その残余の七五％、これは賠償義務者が負担するわけでありまして、それが無資力になるという場合は、賠償義務者がいなくなつた場合、あるいは賠償義務者の納付義務がなくなつた場合であります。これがいま申しました臨時石炭鉱害復旧法の五十三條並びにこれに關連いたします臨時石炭鉱害復旧法施行令の第十条によりまして、その負担能力のなくなつた賠償義務者の負担分を、半々ずつ国と關係地方公共団体が負担するということになるわけでありまして、そういうことになると、どういふ計算になるかと申しますと、国の負担いたしますのは、そもそも通常の場合二五％でありまして、その二五％に賠償義務者が本来負担いたしますその七五％の半額、つまり七五％かける二分の一というものが加えられますと、六二・五％という比率が出るわけでありまして、關係地方公共団体はしたがひまして、この賠償義務者が有資力の場合に負担すべき七五の二分の一、すなわち三七・五％

を負担する。補助率の關係はそういう關係であります。

○井手委員 昨年の臨鉱法の一部を改正する法律案に關する附帯決議の中に、閉山後の上水道等を地元市町村に引き継ぐにあつては、市町村の過重負担とならないよう適切な措置を講ずること」といふ決議をいたしました。大臣から御趣旨に沿うよう努力するという言明をしてあるのであります。三十八年も三十九年も変更はないということになりますと、どういふふうな適切な措置が講ぜられたわけですか。これは通産省にお伺ひいたします。

○新井政府委員 上水道の問題につきましては厚生省といろいろ話し合ひをしまして、厚生省のほうから実は予算要求をやつていただいておりますわけでございます。

○井手委員 厚生省にお伺ひいたしました。大蔵省もお聞き願ひたいと思ひますが、石炭の採掘によつて発生した鉱害は、農地あるいは家屋あるいは公共施設、さらに水道などに分類することのできるわけですか。同じ原因で発生した鉱害が、ものによつてなぜ補助率が違ふのか。法のたてまへは、これは矛盾があつてはなりません。これは先般も、林法制局長官がはっきり言つております。關連する法律は統一しなくちやなりません。これが立法上の原則です。同じ原因で発生した鉱害で、農地の補助率が一般の場合五五％、家屋の場合が三五％、水道の場合が二五％、なぜ同じ原因で補助率が違ふのか。通産省の見解によりますと、一番鉱害で切實な問題は水であるとおつしてあります。その一番切實な問

題の水の被害に對して、その補助率がなぜ一番低率であるのか。一番高率であるはずのものが、なぜ一番低いのか。その矛盾を何回となく本委員会では追及してまいりました。そうして、こういう附帯決議が行なわれまして、これは与野党一致した要望です。この国会の意思に對して、なぜ変えようとなさらないのか、關係当局の立法上、實際上、それは間違ひである、国会の意思が間違ひなら間違ひでいい、そのはつきりした根拠を示してもらひたい。

○田辺説明員 私から一般的なものの考え方についてお答えしたいと思います。原因が同じ鉱害であるという見方もあると思ひますが、現在先生のおっしゃいましたような農地、農業用施設あるいは上下水道を含めました公共施設、そういうものについての一般の建設につきましての補助率というものがあるが、鉱害とは離れまして一般的にあらはれては、鉱害は一つの原因でありますけれども、それを復旧するといふことは、新しいものを建設するといふ場合と同じに考へるべきぢやないか。それでその場合には一般的な建設費の補助率、これを採用いたしました。水の場合におきましてもそれをかりに援用しては、こう申し上げたいと思ひます。もともと鉱害復旧の補助という問題は、たとえば水道にいたしましても、賠償義務者の責任で復旧すべき賠償責任の範囲だと思ひますので、この補助率を援用いたしました。國が

援助をする、こういうたてまへをとつておられるわけでありまして。

○井手委員 そこにかなりの違ひがあるように思ふが、何も水道は建設ではないのです。被害者は、農民、住民は何も水道を引いてくれと要望したものでないのです。炭鉱の石炭採掘によつて濁水をした。自分はきれいな井戸の水がうまいから、子々孫々まで井戸の水でよろしいと願つておられる農家の人もおられるのです。その水が汚れてしまつた。あるいは、井戸の水が濁水してしまつた。それをもとの姿に変へてもらつていいのですよ。農民は、住民はもとの姿に井戸の水をまた復元してもらつていいはずですよ。井戸の水をもとのままにたためてもらつていいのです。これが原形復旧でしよう。しかし原形復旧ができないから、水道を引くわけですね。新設じやありません。被害者は新設を望んでおられるわけぢやございません。あなたは新設だとおっしゃいます。これは原形復旧ですよ。厚生省は、あなたはどうか。あなたはどう考へておられますか。あなたはどう考へておられますか。あなたは、一般水道と同率に考へておられますか。鉱害水道、改良じやありませんよ。いま言つたように井戸の水が汚れてしまひ、井戸の水がなくなつてしまつたら飲料水、使用水に困る。そういう人々はどういふ状態であるか、あなたの方、水道課長は鉱害地を見回されたことがありませんか、まずそれから聞きましようか。見回られたことがございますか。

○大橋説明員 あります。

○井手委員 井戸の水が汚れたために、どういふことになつておられるか。夏なんかになりますと、毎日飲料水、使

用水がたくさん要る。近所も全部鉾害で水がなくなりまますからしょうがない。あなたのほうの社会局長のところでも同じです。これは毎日、半道も向こうにバケツを持ってくみに行っている。それほど不便をかこっている住民の人が、もとのうまい井戸の水が飲みたい、井川の水が飲みたいけれども、出てこないのです。もとの姿に返すというのが鉾害復旧でしょう。もとの姿にどうしても返すことができないから、水道を引くのじゃございませぬか。それをなぜ一般水道と同率に鉾害水道をお取り扱いになっておるのか、その点からお聞きしましょう。

○大橋説明員 ただいま先生の指摘されました、水が非常に人間にとって必要欠くべからざるもので、大事なものであるということはおれわれ重々承知しておるわけでございます。したがって、いろいろな水に対する措置がなされておるわけでございますが、たとえば簡易水道等の施設費、先ほども申しましたように、この中で一般簡易水道あるいは飲料水供給施設というものが、それから閉山炭鉱、こうございませぬが、確かに補助率は一般簡易水道も閉山炭鉱の水道施設につきましても、同一でございます。しかし閉山炭鉱が一般簡易水道よりもちょっと違いますところは、一般簡易水道は残りの四分の三につきましては起債が一〇〇%ついておらないのでございませぬ、平均しますと、残りに対して七〇%ぐらいが起債でございます。あと三〇%というのが地元負担になっております。しかし閉山炭鉱の水道につきましても、補助金を除きました残りの工事費に対して、一〇〇%起債

のめんどうが見れるのでございませぬ。したがって、この閉山炭鉱の水道施設の復旧あるいは改良をいたします場合には、全部いわゆる地元の負担なしにこの水道施設が行なわれるという点では、一般の簡水と相当違っておるわけでございます。なお、あとにつきまます維持管理というふうな問題に対する費用につきましては、今後これは自治省との関連もございませぬが、交付税、交付金というふうなものでできるだけ取り扱っていくように、私どものほうとしては大蔵省と自治省との点話し合っておるわけでありませぬ。

○井手委員 交付税のほうに若干見るといふことは聞いております。私は基本的な考え方です。これほど国会の決議があるのに一休厚生省は——もうこのことは本委員会でも論議された問題でございませぬ。なぜ根本的に大蔵省に交渉されないのか、それを私は聞いておるのです。起債が認められても、その起債は払わなくてはならないでしよう。いいですか、これはいわゆる地元住民の負担になるのです。一体その鉾害はだれの責任ですか。鉾害は地元住民の責任ですか。炭鉱採掘が、基幹産業であるために鉾害権が認められて、緑もゆかりもない住民がそのために被害を受ける。基幹産業だからがまんしておる。しかし起こった鉾害に対しては、これは認可した政府が責任を持つべきでしよう。しかも責任を持って政府が一方においては五五%の補助金を出し、切実な水道に対してはわずかに二五%しか出さないという、この考え方は、あなたのほうの、厚生省の基本的考え方が、一般の改良を意味した上水道の布設というものと、この自分の責任

でない、改良でない、自分は井戸の水でいい農民が、やむを得ず水道を引かねばならぬこの鉾害水道に対して、同じ補助率をもつていこうとする考え方が間違いないですか。どうですか。あなたのほうはそれでも正しいとお思いになりますか。大蔵省にもお伺いしますが、それでも建設工事だとお考えになりますか。これはなかなか答えにくいと思うのです。しかしこの問題は、私はこのままで引き下がるわけにはまいりませぬ。あれほど国会で論議し、与野党一致して決議したものが、これが尊重されていないということでありませぬ。したがって私は、いや、私ばかりじゃございませぬ。自民党もさようでありませぬが、特に社会党はこのままで審議をするわけにはまいりませぬ。理由があればともかく、根拠があるならばともかく、尊重された実績もない。あなたは一千万の補助では済まない、交渉する明の見通しがあるとおっしゃいました。そんなことできるものじゃありません。誠意がない。残念ながら、あなたのほうに誠意を見ることのできない。何回ここで論議したのです。ここにいらつしやる滝井さんも多賀谷さんも、毎国会これは論議した問題です。決議までされておる。それがなおわれわれの意思が尊重されないというならば、われわれはこのまま審議をするわけにはまいりませぬ。政務次官はひとつこの際大臣に出席されるよう、それまでそこで研究してみてください。このままじゃ進められませぬ。これは事務的な問題じゃないですよ。石炭対策というこの最近の大きな問題の大きな部面ですよ。鉾害の大きな部面ですよ。その鉾害で何が一番問

題か水道ですよ。鉾害水道ですよ。あれほど主張され論議されたものが、ほとんど論議されてないじゃないですか。これは大臣から聞かなくては、私も承知できません。どうぞ大臣をすみやかに出席させていただきたい。

○船後説明員 実は問題が二つあると思うのでございませぬ。

一つは、鉾害復旧の問題でございませぬ。鉾害復旧につきましては、先ほど一般的な原則を田辺主計官から申し上げましたが、これは本来鉾害業者の責任に属する問題でございませぬ。したがって通常の場合には、同種の事業に対する補助率というもので、上下水道あるいは他の公共施設すべて一般の補助率でもって国の補助率を決定するわけにございませぬ。これが無責任になりまして、賠償義務者が負担できないという場合には、その賠償義務者が負担すべき割合を国と都道府県が折半するという原則になっておるわけでありませぬ。したがって現在、通常の場合上水道には四分の一の補助率があります。これを変更することにございませぬ。他の公共施設に対する補助率、今度はそのバランスがあるわけでありませぬ。全体の体系に波及する問題でございませぬので、上水道だけ特に出るということにはわかにできがたいと思うのでございませぬ。

次に、先生が附帯決議として御指摘の閉山炭鉱の水道の復旧の問題でございませぬ。これは従来その鉾山で経営いたしておりました水道が、閉山によりまして経営者がなくなつた、そこで、その水の供給を受けておった住民に対する水道の今後の維持管理をどうするかという問題でございませぬ。これにつ

きましては、現在簡易水道につきまして、新設の場合に限りまして、四分の一の補助率ということで実行いたしております。なお上水道につきましては、現在国の補助はございませぬ。一切起債にたよっているわけにございませぬ。こういう状況ではございませぬが、特に閉山炭鉱につきましては、炭鉱地帯の状況にかんがみまして、補修につきましても四分の一の補助を予算上実施しておる次第でございませぬ。この四分の一の補助でございませぬが、残余の四分の三の部分につきましては、先ほど厚生当局から御説明ございましたように、起債でめんどうを見ておるわけにございませぬ。この起債の元利償還が将来問題になるわけにございませぬけれども、これにつきましては、産炭地の市町村等の財政状況がかなり苦しいということは事実でございませぬので、そういうことは総合的に勘案いたしまして、自治省のほうで交付税でもって適切な措置をおとりになる、かように期待しておる次第でございませぬ。

○井手委員 もうこの段階で、期待などということばは聞きたくないのです。もう石炭対策が始まってから三年目です。それから、あなたの答弁の中に閉山炭鉱ということがあつたが、訂正しなくちゃいかぬですよ。閉山炭鉱というのは、無資力の分だけでしょう。

○船後説明員 鉾害復旧の場合には有資力と無資力の別がございませぬが、いわゆる閉山炭鉱の水道という場合には、そういう無資力、有資力という問題にかかわりなく、従来炭鉱等で経営いたしておりました水道を地元の市町村が引き継ぐという場合を取り上げ

ておるわけでございます。

○井手委員 あなたの担当官としての言い分は承りました。なぜその二五%しか補助率が組めないのかということですが、るるの私は理由を説明いたしました。政府が、国が施業案を認可したために、地元各市町村も住民も全然知らないうちにどん地下を採掘されて、そのために地盤が落ちる、井戸の水はかれてしまう。困っておるときに、バケツでよそのところにもらい水しなくちゃならぬような、そういう被害住民の苦勞に対して、農地は五五%、家屋は三五%の補助率があるのに、一番切実な水道に対してなぜ一番低率の二五%の補助率しか組めないのかということをお聞いおるのです。建設は改良でしよう。生活条件をよくするための水道施設ですから、それはわかりますけれども、これは改良じゃないのです。建設じゃないのです。住民は建設してもらわなくてもいいのですよ。もとの井戸の姿に戻してもらいたいですよ。この点はほかの方からも質問があるでしょうけれども、これは同じ趣旨のはずです。私はこれ以上事務的な問答はいたしたくない。ひとつ大臣を呼んでいただきたいと思ひます。

○船後説明員 事務的にちよつと申し上げます。

まず、先ほど言い違えがございましたが、無資力の場合には都道府県にございまして、関係地方団体がやるわけでございます。

なおお申上げたいことは、閉山炭鉱の水道、これは鉱害復旧とは別問題でございます、あるいは閉山炭鉱

の場合が鉱害復旧の場合とダブる場合もあるかと思ひますが、そういう場合にはもちろん鉱害復旧のほうがやる。しかし、鉱害復旧につきましてなぜ四分の一の補助率であるかという点につきましては、るるの申上げたことになるかと思ひますけれども、これはやはり一般の同種の事業の補助率とのバランスによつておるわけでございます。

○始関委員長代理 この際、参考人各位に一言ごあいさつを申し上げます。参考人各位には、御多用中にもかかわらず、昨日に引き続き、長時間にわたる本案審査のため御協力を賜わり、まことにありがとうございます。厚く御礼を申し上げます。

なおこの際、西参考人に申し上げます。御多用中ことに恐縮でございますが、今後本案審査の際は参考人として本委員会に御出席くださるよう、あらかじめお願いを申し上げておきます。

次回は公報をもつてお知らせすることとし、本日はこれにて散会いたします。

午後零時三十八分散会

石炭対策特別委員會議録第四号中正誤

ページ	段	行	誤	正
五二	一〇	とこは		ことは
五三	三	募集		応募
五三	三	募集		応募
六二	二	現で状		現状で
八一	六	聞き		聞き
九五	三	計画に		計画は
九五	三	計画に		計画は
五二	六	どうして		どうしても